

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和7年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修の実施や臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続等は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）及び「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

今般、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（以下「医師臨床研修部会」という。）での審議の結果、令和8年度研修から開始することとされた広域連携型プログラムに係る方針が定まったことに伴い、施行通知の一部を改正するもの。また、その他所要の改正を行うもの。

3. 改正の概要（主なもの）

（1）選択研修として保健・医療行政の研修を行う場合に係る規定（施行通知第2の5（1）ア(オ)）

選択研修として、法医の研修を行う場合の事項について盛り込んだ。

（2）広域連携型プログラムに係る規定（施行通知第2の5（1）ア(ケ)）

令和8年度研修から開始する広域連携型プログラムに関する事項について盛り込んだ。

（3）募集定員の設定に係る規定（施行通知第2の23（2））

令和8年度研修から開始する広域連携型プログラムの定員配分方法について盛り込んだ。

（4）当面の取扱いに係る規定（施行通知第5の3）

令和8年度研修から開始する広域連携型プログラムに関する当面の取扱いについて盛り込んだ。

4. 施行日

令和7年4月1日